

令和健康科学大学特待生に関する規程

(趣旨)

第1条 令和健康科学大学における特待生の取扱いは、この規程の定めるところによる。

(特待生の種類等)

第2条 特待生は、授業料の半額又は、3分の1を免除するものとし、特待生の期間は1年とする。

(特待生の人数)

第3条 特待生の選抜にあたり、1学年あたり次の人数を標準とする。

区分	看護学科	理学療法学科	作業療法学科
半額免除	6名	6名	5名
三分の一免除	10名	10名	10名

(特待生の選抜)

第4条 特待生の選抜については、次のとおりとする。

- 1年次の特待生は、次の各号の試験の成績上位者から選抜し、入学試験委員会の審議を経て、学長が決定する。
 - 一般選抜(前期)受験者の学科試験
 - 総合型選抜、学校推薦型選抜及び社会人選抜の入学手続き者が、特待生エントリー試験として受験した一般選抜(前期)試験の学科試験
- 2年次から4年次の特待生は、前年度の学業成績のGPA上位者から選抜し、学生委員会の審議を経て、学長が決定する。

(特待生の資格の喪失)

第5条 特待生が、懲戒処分を受けたときは、当該年度の特待生の資格を失い、免除された授業料は大学が定める期間に納付するものとする。

2 前項により特待生に欠員が生じた場合、補充は行わない。

(その他)

第6条 この規程のほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。